

平成16年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成16年分所得税の改正事項	1 ページ
II 平成15年度の改正事項のうち、平成16年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
III 平成16年度の改正事項のうち、平成17年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
平成16年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)附則
平成16年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第100号)附則
平成16年改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第105号)附則
平成16年改正耐用年数省令附則	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成16年財務第33号)附則
条約実施特例法	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
震災税特法	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
平成15年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)附則

- この説明書は、平成16年5月1日現在の平成16年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(所得税担当)におたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。
- 税金に関する疑問については、タックスアンサーをご利用ください。

国税庁ホームページ

【<http://www.nta.go.jp>】

タックスアンサーホームページ

【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】

I 平成16年分所得税の改正事項

1 住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除の改正(措法41～41の2の2)

住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除について、平成16年から平成20年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次のとおりとされました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成16年	10年間	5,000万円以下の部分	・ 1年目から10年目まで 1%
平成17年	同 上	4,000万円以下の部分	・ 1年目から8年目まで 1% ・ 9年目及び10年目 0.5%
平成18年	同 上	3,000万円以下の部分	・ 1年目から7年目まで 1% ・ 8年目から10年目まで 0.5%
平成19年	同 上	2,500万円以下の部分	・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から10年目まで 0.5%
平成20年	同 上	2,000万円以下の部分	・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から10年目まで 0.5%

2 土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例の改正(措法31、31の2)

- ① 長期譲渡所得の課税の特例(措法31)について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例が廃止され、次のように税率が引き下げられました。

(改正前(特例措置))

(改正後)

特別控除後の譲渡益 20%

特別控除後の譲渡益 15%

- ② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)について、次の措置が講じられた上、その適用期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。

イ 次のように税率が引き下げられました。

(改正前)

(改正後)

- | | |
|---|---|
| <p>〔イ〕 特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分 15%
〔ロ〕 特別控除後の譲渡益4,000万円超の部分 20%</p> | <p>〔イ〕 譲渡益2,000万円以下の部分 10%
〔ロ〕 譲渡益2,000万円超の部分 15%</p> |
|---|---|

ロ 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないこととされました。

③ 長期譲渡所得の100万円特別控除が廃止されました（旧措法31）。

④ 土地、建物等の長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めないこととされました（措法31）。

《適用時期》

この改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用されます（平成16年所法等改正法附則27①～④）。

3 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の改正（措法41の5）

特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を廃止した上、その適用期限が平成18年12月31日まで3年延長されるとともに、この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めることとされました。

また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないこととされました。

4 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の創設（措法41の5の2）

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡（親族等に対するものを除きます。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限ります。）において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額（当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。）があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等からの繰越控除を認めることとされました。

また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないこととされました。

5 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例の改正（措法32）

① 短期譲渡所得の課税の特例について、次のように税率が引き下げられました。

(改正前)

(改正後)

次のいずれか多い方の税額になります。

次の税額になります。

- 〔イ〕 譲渡益の40%相当額
〔ロ〕 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額
ただし、国等に対する譲渡については、次のいずれか多い方の税額になります。
〔イ〕 譲渡益の20%相当額
〔ロ〕 全額総合課税をした場合の上積税額

- ・ 譲渡益の30%相当額
- ただし、国等に対する譲渡については、次の税額になります。
- ・ 譲渡益の15%相当額

② 土地、建物等の短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めないこととされました。

《適用時期》

この改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用されます（平成16年所法等改正法附則27⑥）。

6 その他の主な改正事項

<事業所得等関係>

(減価償却等関係)

- (1) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の2）について、対象設備を見直した上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (2) 中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の3）について、器具備品の取得価額の最低限度額を120万円（これまでは100万円）に、リース費用総額の最低限度額を160万円（これまでは140万円）に引き上げた上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の4）について、飲食店業を営む中小企業者の対象設備から機械装置を除外するとともに、器具備品の範囲を限定することとされました。
- (4) 特定設備等の特別償却（措法11）について、次の改正が行われました。
 - ① 公害防止用設備の特別償却制度について、次のとおり見直されました。
 - イ 一般公害防止用設備について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置を除外した上、その適用期限が1年又は2年延長されました。
 - ロ 家畜排せつ物処理・保管用施設について、対象者を家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の規定による指導及び助言を受けていないこと等の要件を満たす者とした上、その適用期限が平成18年3月31日まで延長されました。
 - ハ 脱特定物質対応型設備について、冷凍冷蔵関連装置のうち冷凍陳列棚の品温要件を緩和するほか、対象設備を見直した上、その適用期限が2年延長されました。
 - ② 電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備を見直した上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (5) 特定余暇利用施設の特別償却（旧措法11の5）について、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。
- (6) 商業施設等の特別償却（措法11の7）について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の中小小売商業高度化事業を実施する者に係る措置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (7) 再商品化設備等の特別償却（措法11の9）について、対象設備から特定家庭用機器廃棄物の再商品化をするための機械その他の減価償却資産を除外するとともに、食品循環資源再生利用設備につき基準取得価額要件（取得価額の100分の75相当額）を設けた上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (8) 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却（旧措法11の10）について、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。
- (9) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法12）について、次の改正が行われました。
 - ① 奄美群島に係る措置について、対象事業に一定の農林水産物等販売業を加えるとともに、対象事業からソフトウェア業を除外した上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
 - ② 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。
- (10) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法13）のうち、公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却について、タクシーに係る基準取得価額を取得価額の100分の20相当額（これまでは100分の25相当額）に引き下げた上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (11) 農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却（措法13の3）について、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の林業経営改善計画に係る措置を除外した上、林業労働力の確保の促進に関する法律の共同改善計画に係る措置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (12) 漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却（措法13の4）について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。
- (13) 優良賃貸住宅等の割増償却等（措法14）について、割増償却の対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数が35年以上であるものにあつては100分の28（これまで

は100分の40)に、耐用年数が35年未満であるものにあつては100分の21(これまでは100分の30)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。

(14) 特定再開発建築物等の割増償却(措法14の2)における雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、対象となる構築物の見直しが行われました。

(15) 倉庫用建物等の割増償却(措法15)について、対象となる倉庫用建物等の要件の見直しを行うとともに、割増率を100分の10(これまでは100分の12)に引き下げた上、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。

(16) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却(措法18)について、対象となる負担金から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等(沖縄振興特別措置法の特定組合等を除きます。)に対する負担金が除外されました。

(準備金関係)

(1) 金属鉱業等鉱害防止準備金(措法20)について、その適用期限が平成18年まで2年延長されました。

(2) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金(措法20の3)について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。

(3) 探鉱準備金(措法22)について、その適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。

(その他)

(1) 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除(措法10)について、対象となる試験研究費の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等(沖縄振興特別措置法の特定組合等を除きます。)が賦課する負担金が除外されました。

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法26)について、特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療が加えられました。

(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例(措法28の4)について、適用停止措置の期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。

(4) りんご樹の耐用年数(これまでは27年)について、わい化りんご樹にあつては20年、その他のりんご樹にあつては29年とすることとされました(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第四)。

《適用時期》

この改正は、平成16年分以後の所得税について適用されます(平成16年改正耐用年数省令附則2)。

<譲渡所得等関係>

(1) 密集市街地における防災街区整備事業等に資するため、以下の措置が講じられました。

① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)の適用対象に防災街区整備事業を行う施行者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(一定の土地等の譲渡に該当するものを除きます。)が加えられました。

② 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法33)、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法33の3)及び収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(措法33の4)の適用対象に、次の場合が加えられました。

イ 資産につき防災街区整備事業が施行された場合において、明渡しに伴う一定の損失補償金を取得したとき又はその資産に係る権利変換により過小床不交付によって防災施設建築物の一部等が与えられないこと等に伴い一定の補償金を取得したとき若しくは防災施設建築物の一部等が与えられたとき等に交付される清算金を取得したとき

ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条において準用する都市計画法第52条の4第1項の規定に基づき、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地等が施行予定者に対する買取請求により買い取られ対価を取得する場合

③ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法33の3)の適用対象に、防災街区整備事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利等を取得したときが加えられました。

- ④ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）の適用対象に、次の場合が加えられました。
- イ 地方公共団体等が防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善等に関する事業の用に供するため当該地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
 - ロ 都市計画法第56条第1項の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地の土地等が、当該防災街区整備事業の事業認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合
- ⑤ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）の適用対象となる地方公共団体等が防災街区としての整備のために行う公共施設の整備等に関する事業の範囲に、特定防災街区整備地区内において行われる公共施設の整備等に関する事業が加えられました。
- ⑥ 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）及び特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の4）について、防災再開発促進地区内における防災街区整備権利移転等促進計画に基づく買換え（交換）を防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく買換え（交換）に改組することとされました。
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）について、特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限が平成18年12月31日まで3年延長されました。
- (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の6）について、その適用期限が平成18年12月31日まで3年延長されました。
- (4) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）及び特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の4）について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え（交換）の適用期限が平成18年12月31日まで3年延長されました。
- (5) 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例の創設（措法37の9の3）
独立行政法人都市再生機構が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」といいます。）に係る業務が施行される場合において、当該認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する個人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、当該認可計画に従って、当該土地等と当該機構の当該認可計画の施行区域内にある事業用地との交換をしたときは、一定の要件の下で、課税の繰延べを認めることとされました。
- (6) 公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例の創設（措法9の5）
公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者（以下「証券業者等」といいます。）が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りをした日又は同日の翌営業日の当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととされました。
《適用時期》
この改正は、平成16年4月1日以後に買い取る公募株式投資信託の終了又は一部の解約について適用されます（平成16年所法等改正法附則21）。
- (7) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）について、上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率が15%（これまでは20%）に引き下げられました。
《適用時期》
この改正は、平成16年1月1日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用されます。
- (8) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正（措法37の11）
公募株式投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率（7%）を適用することとされました。

《適用時期》

この改正は、平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券又は特定投資法人の投資口の譲渡による所得について適用されます（平成16年所法等改正法附則28）。

- (9) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3）及び特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例（措法37の11の4）について、次の見直しが行われました。

- ① 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口が加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます。なお、国内発行の公募株式投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口については、同年10月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用されます（平成16年所法等改正法附則28、29）。

- ② 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関が加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に設定される特定口座について適用されます（平成16年所法等改正法附則29）。

- (10) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除（措法37の12の2）について、その対象に公募株式投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口の譲渡による損失が加えられました。

- (11) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（措法37の13～37の13の3：いわゆるエンジェル税制）について、次の措置が講じられました。

- ① 適用対象となる特定株式の範囲に、次に掲げる株式が加えられました。

イ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの

ロ 内国法人のうち、証券業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、一定の証券業者を通じて取得されるもの

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に払込みにより取得する株式について適用されます（平成16年所法等改正法附則30）。

- ② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の3）の対象となる特定株式の譲渡期間等の要件が次のように緩和されました。

イ 上場等の日以前の譲渡について、譲渡の日において同日前3年超所有する特定株式の一定の譲渡をした場合をこの特例の対象に追加することとされました。

ロ 上場等の日以後における譲渡について、譲渡の日において同日前3年超所有する特定株式を上場等の日以後3年以内に譲渡（これまでは、上場等の日において同日前3年超所有する特定株式を上場等の日以後3年以内に譲渡）をした場合をこの特例の対象とすることとされました。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用されます（平成16年所法等改正法附則30）。

- (12) 特定口座を開設する居住者等が出国をする場合において、その特定口座での上場株式等の出し入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後に再び設定する特定口座に出国前に開設していた特定口座で保管されていた上場株式等を移管することを認めることとされました（措令25の10の5）。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に出国をする場合について適用されます（平成16年改正措令附則11）。

＜その他＞

- (1) 交通用具使用者の通勤手当について、通勤距離が片道45km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられました（所法9、所令20の2）。

(改 正 前)		(改 正 後)	
片道35km以上	20,900円	片道35km以上	20,900円
	〔ただし、その運賃相当額が20,900円超の場合は運賃相当額(100,000円を限度)〕	45km未満	〔ただし、その運賃相当額が20,900円超の場合は運賃相当額(100,000円を限度)〕
		片道45km以上	24,500円
			〔ただし、その運賃相当額が24,500円超の場合は運賃相当額(100,000円を限度)〕

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます（平成16年改正所令附則3）。

- (2) 寄付金控除の対象となる特定公益増進法人の範囲に次の業務を行う地方独立行政法人を加えるとともに、公立大学法人に対する寄付金については国立大学法人と同様の扱いとすることとされました（所法78、所令217）。

- ① 試験研究を行うこと。
- ② 病院事業を経営すること。
- ③ 社会福祉事業を経営すること。
- ④ 介護老人保健施設の設置及び管理を行うこと。

- (3) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（措法40）の適用対象となる国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人（上記(2)に掲げる業務を主たる目的とするもの又は公立大学法人に限り）に対する財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」といいます。）については、国税庁長官の承認の要件のうち、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないことの要件を不要とすることとされました。

- (4) 源泉徴収等を要しない公的年金等の改正（所法203の6、平成16年所法等改正法附則8）

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図ることとされました。

《適用時期》

この改正は、平成16年6月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

- (5) 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（措法4の2）及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（措法4の3）について、次の改正が行われました。

- ① 公募株式投資信託に係る財形住宅(年金)非課税貯蓄契約につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に係る優遇税率は適用しないこととされました。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に目的外払出しの事実が生ずる場合について適用されます（平成16年所法等改正法附則20）。

- ② 転職者等の非課税継続適用期間を2年（これまでは1年）に延長することとされました（措令2の19、2の20）。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後に離職等をした場合について適用されます（平成16年改正措令附則3）。

- (6) 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設（措法9の7）

相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」といいます。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置が講じられました。

- ① 当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わないこととされました。
- ② 上記①の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することとされました。

《適用時期》

この改正は、平成16年4月1日以後の相続等により取得する非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用されます（平成16年所法等改正法附則22）。

- (7) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例（措法29）について、その適用期限が平成18年12月31日まで2年延長されました。
- (8) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正
- ① 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の相手国において当該非居住者又は外国法人以外の者の所得として取り扱われている部分であって所得税又は法人税の軽減又は免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、これらの規定の適用を認めることとされました（条約実施特例法3の2～4）。
 - ② 国内源泉所得を有する相手国居住者は、国税庁長官から当該国内源泉所得ごとに租税条約に規定する認定を受けることができることとするともに、認定に係る申請書の提出、認定をした旨の通知、認定の取消し、公示等の措置を講ずることとされました（条約実施特例法6の2）。
 - ③ その他所要の規定の整備を行うこととされました。
- (9) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（震災税法16）について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う規定の整備が行われました。

II 平成15年度の改正事項のうち、平成16年分の所得税から適用される主なもの

- (1) 配偶者特別控除の改正（所法83の2）
配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の配偶者）に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）が廃止されました（平成15年所法等改正法附則3）。
- (2) 投資信託課税の見直し（措法8の5、9の3、37の10）
公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。以下同じ。）の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成16年1月1日以後、利子並み課税の対象から除外した上、確定申告を要しない配当所得の特例（措法8の5）及び上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率等の特例（措法9の3）の対象とされました（平成15年所法等改正法附則65、68）。
また、公募証券投資信託の償還又は一部解約により支払われる金額は、その公募証券投資信託について信託された金額のうちその受益証券に係る部分の金額までに限り、株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされました（措法37の10、平成15年所法等改正法附則77）。
- (3) プログラム準備金等（旧措法20の2）について、平成15年分をもって、廃止されました（平成15年所法等改正法附則73）。
- (4) 技術等海外取引に係る所得の特別控除（旧措法21）について、平成15年分をもって、廃止されました（平成15年所法等改正法附則74）。

III 平成16年度の改正事項のうち、平成17年分の所得税から適用される主なもの

- (1) 公的年金等控除の改正（所法35、措法41の15の2）
雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せされて適用される部分が廃止されましたが、最低控除額70万円については、年齢65歳以上の者について50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました（平成16年所法等改正法附則2）。
- (2) 老年者控除の廃止（旧所法2、80）
老年者控除について、平成16年分をもって、廃止されました（平成16年所法等改正法附則2）。
- (3) 公的年金等に係る源泉徴収の改正（所法169、203の3、213）
上記(1)及び(2)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収について、公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行うこととされました（平成16年所法等改正法附則7）。
- (4) 青色申告特別控除の改正（措法25の2）
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（これまでは55万円）に引き上げることとされました。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置（45万円の控除）は、廃止されました（平成16年所法等改正法附則26、63）。